

ふるさと優良住宅ネットワーク 規約

(名 称)

第1条 この会は、ふるさと優良住宅ネットワーク（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、会員の住宅生産技術の向上を図ることにより、青森県・秋田県・山形県内に建設供給される住宅の優良化促進を通じて、消費者の信頼にこたえることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 住宅生産技術向上を図るための情報提供
- (2) 住宅の優良化を図るための技術基準の促進
- (3) 住宅瑕疵担保履行法等の円滑な推進
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、自ら入会を希望し申し出て登録された住宅関係事業者をもって構成する。

(入 会)

第5条 この会に入会を希望する住宅関係事業者は、自ら事務局に入会申込書（別紙様式1）を提出し、登録されなければならない。

(登録変更)

第6条 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、この会を退会しようとするときには、自ら事務局に退会届（別紙様式2）の提出により申し出なければならない。

2 2年に渡って事務局からの連絡等が取れなかった場合には、退会したものとみなす。

(役 員)

第8条 この会には、会の円滑な運営を行うため次の役員を置く。

- (1) 会 長（1名）
- (2) 副会長（若干名）

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 本会の円滑な運営を図るため、役員で構成する運営委員会を設置し、会長が総理する。

4 前項の運営委員会は、持ち回り会議とすることができる。

(事務局及び支部)

第9条 この会の事務局は、次の事務所内に置き、運営に必要な庶務等を行う。

一般財団法人秋田県建築住宅センター 住情報課総務班

2 この会の支部は、次の事務所内に置き、運営に必要な庶務等を行う。

(1) 青森県支部：青森県青森市安方二丁目9-13 (青森県建設会館1階)

一般社団法人青森県建築士会内 ふるさと優良住宅ネットワーク係

(2) 秋田県支部：秋田県秋田市中通二丁目3番8号 (アトリオンビル5階)

一般財団法人秋田県建築住宅センター 住情報課総務班内

(3) 山形県支部：山形県山形市城北町一丁目12-26 (建築会館2階)

株式会社山形県建築サポートセンター 本社構造適判係内

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査)

第11条 次の事項について、事務局の処理が適切に行われていることの確認のため、会長が委任する監事による監査を実施する。

(1) 会員の把握

(2) 団体認定住宅の利用状況

(3) その他

(入年会費)

第12条 この会への入会費及び年会費は無料とする。

(個人情報)

第13条 本会の運営にあたり、知り得た個人情報については、別に定める「個人情報保護方針」により取り扱う。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項は、第8条第3項の運営委員会で協議し決定するものとし、会員に通知する。

(附則)

この規約は平成26年7月15日から施行する。

ふるさと優良住宅ネットワーク 個人情報保護方針

ふるさと優良住宅ネットワーク（以下「会」という。）は、個人情報の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努める。

1. 個人情報の利用目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で利用する。
2. 個人情報については、あらかじめ本人の同意がある場合や法令の規定による場合等を除き、第三者への提供は行わない。
3. 個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止等安全管理のための適切な措置を講ずる。
4. この会が管理する個人情報について、開示等の求めがあった場合は、法令に従い迅速に対処する。

この方針は平成26年7月15日から施行する。